

居宅介護・重度訪問介護・同行援護  
東浦町社会福祉協議会指定訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人東浦町社会福祉協議会が開設する東浦町社会福祉協議会指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う障害者総合支援法に規定する居宅介護、重度訪問介護及び同行援護（以下「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が居宅支給決定を受けた利用者及び障害児に対し、適正な指定居宅介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の従業者は、利用者及び障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助を行うものとする。
- 2 事業所の従業者は、利用者及び障害児の意思及び人格を尊重し、常に利用者及び障害児の立場に立ってサービスの提供を行う。
  - 3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 東浦町社会福祉協議会指定訪問介護事業所
- (2) 所在地 愛知県知多郡東浦町大字石浜字岐路 23番地の1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 1名以上（うち1名以上は常勤）  
サービス提供責任者は、事業所に対する居宅介護等の利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理及び居宅介護計画の作成等を行う。
- (3) 従業者 2. 5名以上（常勤換算）  
従業者は、指定居宅介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日（国民の祝日及び12月29日から1月3日を除く）

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時15分

(3) サービス提供日

月曜日から土曜日（12月29日から1月3日を除く）

(4) サービス提供時間

午前8時から午後8時まで

但し、上記以外の時間の派遣については、応相談とする。

(居宅介護等の内容及び主たる対象者)

第6条 居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護

①身体介護

②家事援助

(2) 重度訪問介護

(3) 同行援護

2 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護 ①身体障害者②知的障害者③障害児④精神障害者

⑤難病等対象者

(2) 重度訪問介護 ①身体障害者②障害児

(3) 同行援護 ①身体障害者②障害児

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、東浦町の区域とする。

(利用者から受領する費用の額)

第8条 指定障害福祉サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該指定障害福祉サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割とする。ただし、市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。

2 第7条の通常の事業の実施地域を超えて行う居宅介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

(1) 事業所から片道5キロメートル未満 250円

(2) 事業所から片道5キロメートルを超える場合は、250円に1キロメートル増すごとに50円ずつ加算した額とする。

3 前二項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその扶養義務者に対して

事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、指定障害福祉サービスの提供を行っているときに、利用者及び障害児に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

(苦情処理)

第10条 事業者は、提供した指定障害福祉サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、提供した指定障害福祉サービスに関する利用者及び家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、苦情が指定障害福祉サービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、指定障害福祉サービスの質の向上に向けた取り組みを行う。
- 4 事業者は、提供した指定障害福祉サービスに関し、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの質問若しくは照会に応じる。また、利用者又はその家族からの苦情に関して、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 5 事業者は、提供した指定障害福祉サービスに係る利用者又はその家族からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

第11条 事故が発生した場合、事業者は速やかに県、市町村及び利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 事故が発生した場合は、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。
- 4 利用者に対する指定障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業者は、利用者の人権擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下に掲げる措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施（年1回以上）
  - (4) (1)、(2)、(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

#### （身体拘束の禁止）

第13条 事業所は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

#### （記録の整備）

- 第14条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 利用者に対する指定障害福祉サービスの提供に関する記録を整備し、契約終了日から5年間保存する。

#### （職場におけるハラスメントの防止）

第15条 事業所へ、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

#### （その他運営に関する重要事項）

第16条 事業所は、利用者及び障害児に対して適切な居宅介護等を提供するため、従業者の勤務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上を図るため、研修の機会（前条に規定する利用者及び障害児の人権の擁護、虐待の防止等の

内容を含む。) を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者及び障害児又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及び障害児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人東浦町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年5月1日から施行する。